

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年2月1日（水曜日）をもって、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,800</u> 万株とする。

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、平成29年2月1日（水曜日）を効力発生日としておりますので、平成29年1月31日（火曜日）を基準日とする平成29年1月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以 上